

石川県公報

令和 8 年 8 月 18 日

第 1 3 9 3 4 号（火曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示			
○河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設（河 川 課）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）	3
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正（出 納 室）	1	○土地改良区の役員退任公告（農業基盤課）	4
		○道路の位置の指定公告（建築住宅課）	4
		○道路の位置の指定公告（ 同 ）	5
		正 誤	
○特定調達契約に係る入札公告（地域医療政策課）	2	○令和8.7.17第13925号中	6

告 示

石川県告示第275号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第 1 項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

令和 8 年 8 月 18 日

石川県知事 山 野 之 義

- 河川の名称
一級河川手取川水系西川
- 河川管理施設の名称又は種類
堤防
- 河川管理施設の位置
左岸
上流 白山市湊町ワ 1 番 1 地先
下流 白山市湊町カ116番 1 地先
延長 130メートル
- 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 白山市長 田村 敏和
白山市倉光二丁目 1 番地
- 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
令和 8 年 7 月 31 日から道路の存続する日まで

石川県告示第276号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 9 月 14 日から施行する。

令和 8 年 8 月 18 日

石川県知事 山 野 之 義

表の株式会社北国銀行輪島支店の項中「輪島市河井町」を「輪島市宅田町」に改める。

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 18 日

石川県知事 山 野 之 義

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

放射線情報システム 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 8 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 8 年石川県告示第 121 号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時 15 分までに 4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。

(2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8530 金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地
石川県立中央病院管理局用度課用度係 電話番号 076-231-7859
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和 8 年 9 月 29 日 (火) 午前 10 時 (郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和 8 年 9 月 29 日 (火) 午前 10 時 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則 (昭和 38 年石川県規則第 67 号) 第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 競争入札参加資格の申請書の配布場所及び提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Radiology Information System 1 set
- (2) Delivery date
By 31 March 2027
- (3) Delivery place
Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (4) Time limit of tender
10:00 a.m. 29 September 2026
- (5) Contact point for the notice
Supplies Division Ishikawa Prefectural Central Hospital
2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan TEL 076-231-7859

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を

述べることができる。

令和 8 年 8 月 18 日

石川県知事 山 野 之 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー畛田店、(仮称) アルプラフーズマーケット金沢畛田
金沢市畛田西 2 丁目 5 ー 1 外 17 筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による

面積 90.00 平方メートル

(変更後) 位置 縦覧による

面積 120.00 平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 (A 棟) 午前 6 時から午後 10 時まで

荷さばき施設 (B 棟) 午前 6 時から午後 10 時まで

(変更後) 荷さばき施設 (A 棟) 午前 6 時から午後 10 時まで

荷さばき施設 (B 棟) ー 1 午前 6 時から午後 10 時まで

荷さばき施設 (B 棟) ー 2 午前 6 時から午前 7 時 30 分まで

3 変更する年月日

令和 9 年 3 月 1 日

4 変更する理由

荷さばき施設を 1 箇所増設することに伴い、店舗施設の配置及び運営方法が変更となるため

5 届出年月日

令和 8 年 8 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 8 月 18 日から同年 12 月 18 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 12 月 18 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和 8 年 8 月 18 日

石川県知事 山 野 之 義

田鶴浜町土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	圓 山 賢 一	七尾市田鶴浜町卜部 58 番地	令和 8 年 7 月 4 日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 8 年 8 月 18 日

石川県知事 山 野 之 義

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
輪島市河井町老部148番8の一部、159番の一部、160番2の一部、170番の一部及び171番の一部	幅員 8.10m ～ 8.50m 延長 34.40m	輪島市二ツ屋町2字29番 輪島市長 坂口 茂	令和8年8月3日
輪島市河井町老部113番1の一部、113番2の一部、115番の一部、116番1の一部、123番の一部、138番の一部、139番の一部、145番1の一部、145番8の一部、148番1の一部、148番2の一部、148番4の一部、148番11の一部、150番の一部、160番6の一部、166番の一部、167番の一部及び農道の無籍地の一部	幅員 5.00m 延長 96.00m	輪島市二ツ屋町2字29番 輪島市長 坂口 茂	令和8年8月3日
輪島市河井町老部134番1の一部、134番3の一部、134番5の一部、134番6の一部、134番7の一部、134番8の一部、134番9の一部、178番6の一部、180番3の一部、181番1の一部、181番3の一部、181番4の一部、181番5の一部及び181番6の一部	幅員 5.00m 延長 72.80m	輪島市二ツ屋町2字29番 輪島市長 坂口 茂	令和8年8月3日
輪島市河井町老部137番2の一部、137番8の一部、156番の一部、157番1の一部、157番2の一部、158番乙1の一部、158番乙2の一部、173番5の一部、173番7の一部及び農道の無籍地の一部	幅員 5.00m 延長 76.40m	輪島市二ツ屋町2字29番 輪島市長 坂口 茂	令和8年8月3日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和8年8月18日

石川県知事 山 野 之 義

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字川尻カ80番10	幅員 6.00m 延長 31.09m	河北郡津幡町字横浜へ83番地2 株式会社智朗	令和8年8月4日

河北郡津幡町字南中条五号 13番4、農道及び水路の無 籍地の一部	幅員 延長	6.00m 46.83m	金沢市新神田三丁目2番8号 かがやきライフ株式会社	令和8年8月4日
--	----------	-----------------	------------------------------	----------

正	誤
---	---

令和 8 年 7 月 17 日 発行の石川県公報第 13925 号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
4、5	大規模小売店舗の新設の届出の 公告	株式会社北陸ケーズ	株式会社北越ケーズ